

埼玉県施策評価有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県において、EBPM (Evidence-Based Policy Making, エビデンスに基づく政策立案) の観点を踏まえた施策評価により、効率的かつ効果的な施策実施を推進するため、県内外の有識者からなる「埼玉県施策評価有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(項目)

第2条 有識者会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について専門的な見地から意見を述べるものとする。

- (1) EBPMの観点を踏まえた事業の立案及び事後評価に関すること
- (2) 施策立案や施策評価にEBPMを導入する仕組み構築に関すること
- (3) その他、施策評価を推進するために必要があると認められる事項

(組織)

第3条 有識者会議は、学識経験を有する者のうちから、企画財政部長が依頼する委員10名以内で組織する。

2 主宰は企画財政部長が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 委員の任期は依頼した年度限りとし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 有識者会議は主宰が招集し、財政課長又は計画調整課長が進行を行う。

(会議の公開・非公開)

第5条 有識者会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 有識者会議の庶務は、企画財政部財政課又は計画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。